本書は、第6期川崎市子どもの権利委員会による「子どもに対する支援の協働・連携について (答申)」に対して、「川崎市子どもの権利に関する条例」第40条に基づき講じた措置又は講じようとしている措置について公表するものです。

## 【参考】川崎市子どもの権利に関する条例(抜粋)

## 第7章 子どもの権利の保障状況の検証 (権利委員会)

第38条 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)を置く。

- 2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。
- 3 権利委員会は、委員10人以内で組織する。
- 4 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。
- 8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。 (検証)
- 第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。
- 2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、 その結果を権利委員会に報告するものとする。
- 3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。
- 4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。
- 5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況につい て調査審議するものとする。
- 6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。 (答申に対する措置等)

第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

## 【措置の公表までの流れ】

平成29年3月13日 市長から「子どもに対する支援の協働・連携について」諮問

令和 元年5月17日 上記諮問に対して、市長へ答申

以降、答申内容について、庁内において情報共有

令和 3年3月 令和2年度における答申の提言に対する措置を取りまとめ、公表

## 目 次

提言	1に対	する措置	Ī	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
提言	2に対	する措置	Ī		•	•	•	•	•			•								•	•	•					3
提言	3に対	する措置	Ī		•	•	•	•	•			•								•	•	•					5
提言	4に対	する措置	Ī		•	•	•	•	•			•								•	•	•					8
提言	5に対	する措置	1	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•			•	•	•	1	0
[参考	<b>資料</b> ] 第	56期川崎市	5子 <i>8</i>	<b>Ľ</b> ₹	<b>ક</b> .α	)槍	酥	」委	員	会	<b>~</b> (	の調	洛門	問	( <u>T</u>	了)			•	•		•	•	•		1	2

本書中の「条例」または「子どもの権利条例」という記述は、特に断りなければ、「川崎市子どもの権利に関する条例」をいう。